○経済産業省令第五十五号

火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第十一条、第十二条、第十五条、第二十七条の二及び第三十五条の規定に基づき、火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令を定める。

令和元年十二月二十三日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　西村　康稔

火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（火薬庫外においてする貯蔵の技術上の基準） **第十六条**　法第十一条第二項の規定による火薬庫外においてする火薬類の貯蔵の技術上の基準は、第二十一条第一項第一号、第二号、第四号、第六号及び第十号から第十三号までの規定を準用するほか、次の各号に掲げるものとする。 一・二　［略］ 三　前条第一項の表（1）（イ）又は（5）の規定により火薬類を建築物（坑道その他建築物以外の施設を含む。以下この号において同じ。）に貯蔵する場合（ロープ発射用ロケット、信号雷管、信号焔管、信号火せん及び煙火を貯蔵する場合を除く。）には、次のイからヘまでに定めるところによること。 イ　［略］ ロ　建築物の入口の扉は、鉄製の防火扉とし、盗難を防止するための措置を講ずること。 ハ・ニ　［略］ ホ　建築物には、盗難を防止するための自動警報装置を設置するとともに、定期的にその機能を点検し、作動するよう維持すること。 ヘ　［削る］ ト　［略］	（火薬庫外においてする貯蔵の技術上の基準） **第十六条**　法第十一条第二項の規定による火薬庫外においてする火薬類の貯蔵の技術上の基準は、第二十一条第一項第一号、第二号、第四号、第六号及び第十号から第十三号までの規定を準用するほか、次の各号に掲げるものとする。 一・二　［略］ 三　前条第一項の表（1）（イ）又は（5）の規定により火薬類を建築物（坑道その他建築物以外の施設を含む。以下この号において同じ。）に貯蔵する場合（ロープ発射用ロケット、信号雷管、信号焔管、信号火せん及び煙火を貯蔵する場合を除く。）には、次のイからトまでに定めるところによること。 イ　［略］ ロ　建築物の入口の扉は、厚さ二ミリメートル以上の鉄板を使用した鉄製の防火扉又はこれと同等程度に盗難及び火災を防ぎ得るものとし、錠（なんきん錠及びえび錠を除く。）を使用する等の盗難防止の措置を講ずること。 ハ・ニ　［略］ ホ　建築物には、自動警報装置（装置が作動した場合に当該建築物を管理すべき者が警報を感知することが通常困難であると認められる場所に設置されている建築物にあつては、警鳴装置に限る。）を設置すること。 ヘ　建築物に設置してある自動警報装置は、常にその機能を点検し、作動するよう維持すること。 ト　［略］
三の二　前条第一項の表（1）（ハ）の規定により火薬類を建築物に貯蔵する場合には、前号ホからトまでの規定によるほか、次のイからヘまでに定めるところによること。 イ　［略］ ロ　入口の扉は、厚さ四・五ミリメートル以上の鉄板を使用した鉄製の内開きの防火扉とし、錠（なんきん錠及びえび錠を除く。）を使用する等の盗難防止の措置を講ずること。 ハ～ヘ　［略］ 四　前条第一項の表（1）（イ）又は（5）の規定により火薬類を金属製のロッカーその他堅固な構造を有する設備（以下この号及び次号において「設備」という。）に収納して建築物に貯蔵する場合（ロープ発射用ロケット、信号雷管、信号焔管、信号火せん及び煙火を貯蔵する場合を除く。）には、第三号の規定にかかわらず、次のイからホまでに定めるところによること。 イ　設備の扉には、錠を使用する等の盗難防止の措置を講ずること。 ロ・ハ　［略］ ニ　設備には、自動警報装置（装置が作動した場合に当該設備を管理すべき者が警報を感知することが通常困難であると認められる場所に設置されている設備にあつては、警鳴装置に限る。）を設置すること。 ホ　設備に設置してある自動警報装置は、常にその機能を点検し、作動するよう維持すること。 ヘ　［略］	三の二　前条第一項の表（1）（ハ）の規定により火薬類を建築物に貯蔵する場合には、前号ホ及びヘの規定によるほか、次のイからヘまでに定めるところによること。 イ　［略］ ロ　建築物の入口の扉は、鉄製の内開きの防火扉とし、盗難を防止するための措置を講ずること。 ハ～ヘ　［略］ 四　前条第一項の表（1）（イ）又は（5）の規定により火薬類を金属製のロッカーその他堅固な構造を有する設備（以下この号及び次号において「設備」という。）に収納して建築物に貯蔵する場合（ロープ発射用ロケット、信号雷管、信号焔管、信号火せん及び煙火を貯蔵する場合を除く。）には、第三号の規定にかかわらず、次のイからホまでに定めるところによること。 イ　設備の扉には、盗難を防止するための措置を講ずること。 ロ・ハ　［略］ ニ　設備には、盗難を防止するための自動警報装置を設置するとともに、定期的にその機能を点検し、作動するよう維持すること。 ホ　［略］